

小川
為治
開化問答

71
3479
4



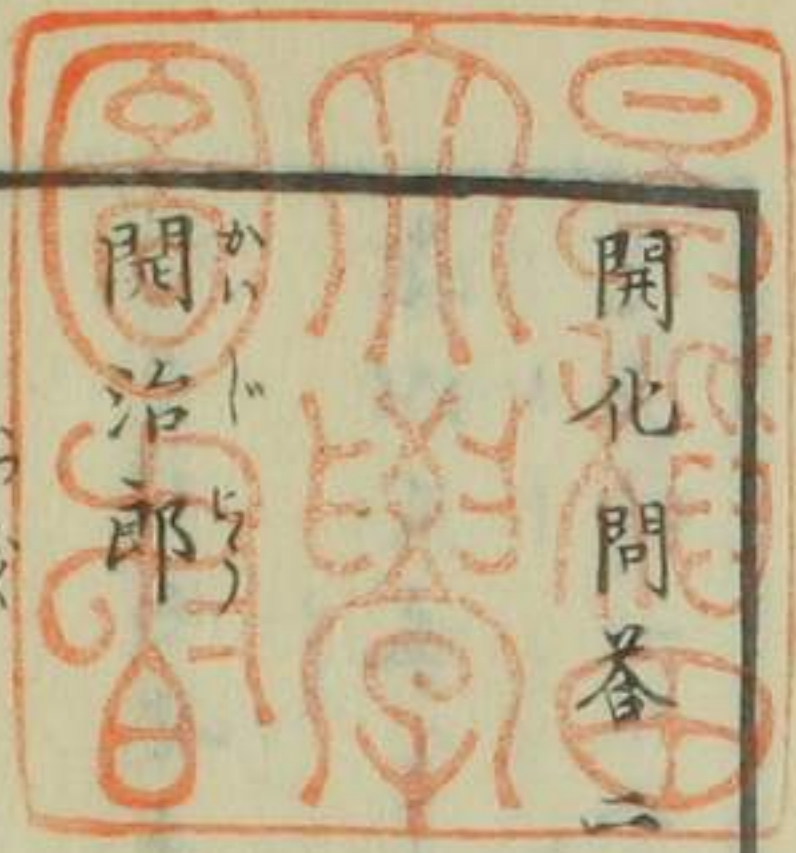
門ヲ1
號 3479
卷 4



昭和十三年
二月七日
購求

開化問答二篇卷下

小川為治著



サテ一服いちぶくやりまーたた也や急いそぶぶれれかららまたた一い喧けん嘩わ不ふ及および
 まませせるるソそコこでで舊きう平へいさんさん足あし下した乃な活かつ論ろんをを政せい府ふよよてて大たい陽やう
 曆れきををおおととりり用もちるるななさされれたたるるをを畢ひつ竟まう毛け唐たう人じん乃な属ぞく國こくふ
 ぢぢりりとと己おのれけけたたまたた大たい陽やう曆れき不あら改たりりててよよりり寒かん暑しょ乃な極ごく子こが
 狂くるぶぶたたるる也や急いそ日にち用もち萬まん事じのの差さ支しをを生ますすトト随またたてて何なに職しやく業ぎふ乃
 人ひと不か限かららばば之これをを大たい損そん毛もう不およ及およべべるる事ことがが上うへ日ひ乃なり吉きち凶きうをを

開化問答

二篇卷下

二

擇むとあたをさる也急されがため小世間一般小惡
 事災難を招き困窮艱苦の禍を受くる事多し仰る事
 ぢれと僕もあれを以て足下乃頑愚より生きたる活心
 得達かともんと外されおされより政府不控て太陽曆を
 おとり用ゐるぢされ一月と足下乃活論乃不埋窟なる
 次第を活話一Pさん也急よく耳乃活をかい浚ておき
 なされませまつ太陽曆も地球乃日輪乃周圍を巡廻する
 を以て本と一定めたる曆でござる地球も三百六十五日
 と五時四十八分餘より日輪乃周圍を一廻す故に三百

六十五日を以て一年と定め上端乃五時四十八分餘を四ッ
 集むれど丁度二十四時をかり小ぢる也急またあれを一纏
 りて四年目かとい一日乃閏をおく仕掛も未たる曆法
 でござる此の曆法ぢれも七千年乃後不及び漸く一日
 乃差を及ずる位乃大と云て春夏秋冬寒暖乃時節も
 大方毎年来る大とぢる也急種蒔き稲刈り網を下
 賣物を仕入る手筈も勿論衣服乃都合より香乃物を
 漬くる用意も至るまでござる曆を出して節を見ら不
 及む何月何日といへむ丁度去年乃その日と同ト時

候を一年の曆十一諸人すれも幾年とよりとも更さらし
 差支さしつかわくして意いだ重宝ちゆうぼうなるも乃なでおさる且かつ毎年まいねん乃ひ日
 敷かが同様どうようなる也や急きゆう奉公人ほうこうにんを閏年にんねん乃なためために三十日さんじゅうにち乃な空
 奉公ほうこうする憂うれももなく商人しょうにんを閏日にんじつ乃なためために貸方かいたた乃な収入しゅうにんを
 延のべの大れがたの餘計よけい乃な利息りきを金主きんしゆに拂はらふ憂うれももなくそ
 の他た一年いちねん定め乃な約束事やくそくごと不ふて閏月にんげつ乃なためために損徳そんとくををなく
 る夫おとななられもその便利べんりなる大おと僕ぼくががりりまでまでももおおささり
 ませんたた改曆かいかれき以来いらいも萬事ばんじ今いままで眼慣めなれたる所ところ不ふ
 たりたる有ありたる有ありたる也や急きゆう世よ乃な無學むがく文盲ぶんまう乃な人ひとを驚愕びんくろり仰おほ天てん

一一て種々しゆしゆ乃な不便ふべんを唱なふる者ものあれどもされも正真せいしんの利害りがい
 乃な穿鑿せんさくをして不便ふべんを唱なふるはけけののあらされももととよりと
 る不足ふそくらぬ話わいででおおささるるももととされされまでまで正月しんげつを熱あつき時とき十二
 月げつを寒さむき時とき十五日じゅうごにちを満月まんげつ晦日みづかひを閏にん乃な夜よと心得こころえてるるたたる
 を畢竟ひつきやう仕来しきたりなららててもも一一始はじめよりより以もつ今いま乃な氣候きこう乃な
 如ごとく覺おぼえおたたるらむむ大陽曆たいやうれき改あらたむむとと更さらにに噪なききたたつ
 る事ことををおおささりり休やすままいいままかれかれをを以もつてておおさされれたたれれと
 ややああままううのの人ひとをを恰あたかか改か名なせせるる人ひとをを見みててそのその以もつ前まへ乃な
 人物じんぶつ不ふあららばばととささるるかか如ごとくごとくくされされをを名なをを以もつてて實じつをを害わざはふふと

いひて馬麻乃天上とする事でおぎるサテ又おれまで
 乃曆をちれを大陰曆といひて月を見當不定めたる曆
 法でおぎる月を六の地球乃周圍を廻るものにて二十九日と
 十三時を以て丁度一廻して元乃處にかへるものでおぎる
 大陰曆を毎月十五日乃夜に圓き月を見る趣向をれど
 も若乃二十九日と十三時を十二合して一年とすれをいふた
 三百六十五日不足らば即月を既十二度地球乃周圍を
 廻りたれども地球をいふた日輪乃周圍を一廻りせざるに
 けりて六の差凡二年半餘まで一月をかり乃日數となる

也又その時より至り閏月をおき十三ヶ月を一年と
 地球乃進みて元乃所にかへり着をまつたとして大
 ぎる譬を三百六十五文拂ふべき借銭を毎月二十九
 文五分づつ満方をすれを十二ヶ月して九十一文餘の不
 足となるべし六の不足が二年半餘りも滞れを大低
 三十文をかりの引負とならん閏月を即六の引負を
 一月おまよめて拂ふ事とおまよせられませ右乃次
 第不て大陰曆を春夏秋冬乃節に拘らざ一年乃日
 數を定むるものおれを今年乃今日と去年乃今日と

唱を同様にれども氣候も必ず相違してをり外たの
 故に彼岸土用などの節を知らんふを一夕曆をさらき見ざ
 れむかむたぬ事にておれまで用る慣れたる也とさ
 で不便利よと思えねどもよく考へおれを大陽曆小
 較ぶる時も随分胆乃消ゆる不便利乃ものでござる
 但右不法話一アス存乃地球乃日輪を廻る理合や内乃
 地球を廻る理合も即窮理學といふ學問をすれを忽ち
 合点やく事也急法間暇乃をりその書物についでおら
 人なまらるるかとうろく大ざる又豆下も大陽曆小日

取乃吉凶を書載がる也とされがため小世間一般小悪子
 災難を招き困窮艱苦乃禍を受くる事かと仰る大と
 れどもおれを無實乃罪めて大陽曆を定てトシが濡衣を
 著々と歎いてる大とでござらう全隸政府にて大陽
 曆をおとり用るぢされ一法趣意を尋ぬれを語り世間
 乃人々がおれ等乃事小迷ひある睡りを覺さんため小して
 大陽曆小日取乃吉凶などを書載がる大り正真乃道理
 小かぢむたも事下おがる元来おれまで乃曆小書載す
 る存乃方位日取などの事を漢土乃道家といひて丁度

今乃法印或え賣卜者など類したる者より出で
 説みて大れ等乃奴等が牽強附會いろいろ妄説を他
 り大れを以て愚人を惑し金錢を儲くる助と志たる
 ものでおぼざるッテ大れ等乃妄説乃世間小流布せ原も
 中昔一乱世乃頃より伊勢乃法師どもが太神官様乃
 法被小唇を添へて配りより起りたる事でおぼざる
 蓋しその頃も漢土乃書物をよこいさゝか唇乃事な
 どを心得りたる者も之坊主等なり也法師が唇を
 配り小付ても大方坊主を頼みて唇を添へらへもらふた

るものを見え外坊主も昔も今も大とちなる大となく
 世間を馬鹿小せん馬鹿小せんとの心掛をる者大れ
 かまたその虚に乗じ自己が田地小水を引らん月論小
 てかのまけもよからざる鬼門ダノ金神ダノ或も白日黒
 目などいふものを茶しく唇小書加へ大れを以て一ツま
 を唇乃有難味を増し二ツ小せ世間小迷ふ乃種を蒔き
 つけまた自己等乃錢儲乃田地と志たるものでおぼざる
 元來我々乃住居する大の地球を恰も橙乃如き形乃も
 のふて一寸小サキ添へて見れを東西南北乃區別あるや

うぢれど地球乃上は控ても更ふたの區別あると
 一その次第もまづ日本乃東乃海岸なる横濱より船出
 して東の方へ向ふ真直ふ四けを亜米利加乃合衆國
 至り并それより亜米利加をたえな不東へ四けを歐
 羅巴乃英吉利國など至り并それより不東へ四
 けを印度乃釈迦様乃出たる國小至り并それより
 不東へ四けを南京坊主乃國即支那小至り并それ
 より不東へ向ふ四けを遂小日本乃長崎小かつつき
 外横濱より長崎をいづれ乃方角小當り并を即西乃

方でござりませうと申すめ東乃方へ向ふ船出して今西
 の方よりかへりくる所を以て見れば東西南北といふ名
 目をたゞ小サキ砂乃區別を定むるため設けたるもの
 とまらるゝでござりませんか忘かれバこれを以て
 その場所は固り着てゐる者と心得るを實に愚なる
 次第でござるされを鬼門塞りなどの吉凶に拘りてそ
 の行べきかたはち引移るべきかたは引移らざるを
 此れ幸を擇んで却て不便利を生じこれかため禍を
 陥る道理にて甚だ馬鹿な事にてござるそれや

鬼門乃表口より向ひ這入る事をかろろしく思
 小人あらむ今法話一ヤス通り世界を一廻りしてソツト
 鬼門乃裏口より這入り出し枝一金神乃法金でも
 扱てやるがよろしくおぼざるナント舊よさん木の道理を
 法吞込なされなを方位などの説を信仰する法料筒
 を失果るでおぼざらうこと日取乃吉凶不至りて左最も
 信ずるにたれぬ話一でおぼざる何も黒日一ハ日輪が黒く
 光は半黒乃日を黄色く光り白日一を赤くおてらうな
 さるといふ差別ハおぼざり休ま何日おきらくとお光

りなされハ三百六十五日一として悪日ハなき苦で
 おぼるたと白日一ても悪事を傷けハ必ず刑罰を行
 なる事なれば黒日一ても人倫乃道一背かざる仕業
 を行ふ何乃恐る事かおぼざりませうた誤りて悪
 一き行をせ一日などを以て悪日とすべしもとより
 定りて災難を受くべき貪乏一陥るべき日といふを決
 してない理窟一心得外旦足下乃法話一乃通り悪日
 を用るる者ハ屹度悪事災難をうくべき事とせむを
 の悪事災難を興ふる者を誰でおぼざりませう僕も大

方天道様ならんうとぞんト非天道様ハ世界中乃天
 道様なればこの悪日を用ゐる者ハたと亞米利加や
 歐羅巴の人なりとも屹度悪事災難を与ふべき苦で
 ござらざるは亞米利加や歐羅巴にて古来よりある
 白癩なる話しをつちをかりもなくしてかの國乃人々ハ
 日本人乃悪日として恐るる日を平氣なる顔付にて用ゐ
 れども更ニ悪事災難をうくる様子もなければ此等
 乃事柄を足下乃如くやうまう信仰せざるは實ニ腹
 乃皮乃よちれたる事とてござる危せ乃悪事災難といふ

ものも大方その人乃不注意より起るものでござる譬
 ても病氣もその人乃不養生より起り盜賊も忍び込まる
 てもその人乃よく戸締りをせぬより起り金銭乃損失を
 その人乃あまり欲張り過ぎて本筋乃道を踏がざるより
 起り人乃為小殺さるるもその人乃常ニ他人より遺恨を
 受くる所業不及べりより起るが如くされをよき世の中
 乃道理不従ニ萬事不付て手扱乃たきやう不意を附
 くれむまづ大方も悪事災難といふものも起らざる事
 僕も萬事不付て手扱乃たきやう不氣を附くる事

おろ人間乃たのふもその上もやき災難除乃法守かと
 ぞん外さるをかる方位日取乃ため不婚礼乃日を延し
 搏宅乃時を縮めたれよよりて福祿壽命乃無量なら
 んふとを望む不本不縁て魚を求むるが如しいも四子孫
 鞭乃世を終るとも決して出来ざる仕事でたざるサテ
 又是下も五節句物日などのお慶しなかりしを彼是理
 窟をつけてやかましくいもる事タカあれも矢張さきよ
 法話一ツタル曆を改られし法趣意におちし事てぶ
 ざる元来愚癡なる人物も道理乃真偽不拍をらばたば

古来よりの仕来りけらるしをのし信仰し如何程よ
 き事柄ふては新しく思ふ事へ大容易に終らざる者
 でおきたるきりけらるし愚癡なる人乃料簡の任
 せおきてえトテモ世乃中が文明開化乃場存不至る大
 とあたをざるちる世間を文明開化みせんと思ふ政府を
 まづ世人乃迷執を打破り萬民乃耳目を新しせざれを
 かなさぬまけふてあれ五節句物日などをあ慶ししやき
 れし次第でたざる全射足下乃論せらるる所乃五節句杯
 といふ日乃大布を穿鑿すれむをなまけむやき日て祝

ふべき能く少くもやいふけでござるわく乃如き日を祝人
 ためにおかれまを家業を休み上下を着用してありがた
 さうも法同たうござり外忍悦ふそんト外杯と騒ぎまそり
 たるも實小兒遊りやうもて今更笑止ふあふそんトられ外
 ソコテ只今祝日として用ゐる所乃紀元節を神武天皇
 様乃始て天子様乃即位も即せられ一日なり天長節
 とを今乃天子様乃誕生日乃事うて慶ふおれ
 乃日も日本も生れたる人乃必ず大切祝ふべき筈乃
 日でござる故に政府にて一年中よりあがる貴き日五日

を撰み出しおれを祭日不定め世間一般も祝ふ事とな
 されたるもけでござるサテ舊年さんかくの如く段々
 活活しアせを政府もて大陽暦をおとり用ゐるおなり
 たる理窟も大抵心得心ふたりまいたらうされどもおなり
 足下も大陽暦を用ゐるも毛唐人も降参志たるもけだと
 仰るも抑毛唐人も何國を指て仰るも言ふも英吉
 リスもあり佛蘭西もあり亜米利加日耳曼もありて
 おれもな大陽暦を用ゐる國でござる僕も眼も日本
 も堂々たる帝國も權威ありて此等乃國も中いつれも

と降集したる様子を見えませぬされど政府不控て大陽曆をおとり用ゐるなされし事と同様でござるそれを何でおとり用ゐるなされし事と同様でござるそれを何でも大陽曆をおとり用ゐる上からを彼等乃属國不なりし已けたと強情不伸多からむ昔一漢土より大陰曆乃法を傳來去たるを矢張支那乃属國不なりたる事だと申しませしがあれ不通乃論でござるされを先刻足下が涙が流る或も煙草盆を打壊ちし杯と旅されしを之は足下乃頑愚より起りたる氣違業不て大の

開次郎を左扱せし法氣違乃附合をトテモ出来ぬやと云まの堅く内断りし外ナント奮平せんかく法話し申したらば足下乃あれまで馬鹿氣たる事歎をいしと血眼おなりて非難せられたる理窟を之を正真乃道理不て一生懸命およい事と思を込てみらるる理窟を却て本を正さぬ不理窟だと明におお己かりおなりましたらうされをあれまで乃法料簡を西の海へサラリと抛げ捨て、政府乃法趣意乃ありがたき事をよく胸お蓄へ大陽曆乃事せども厚く守るがよろしうお

ざる
舊年

ある不ど大陽曆乃法説得一々肝不銘ト感心いたし休
ク最早大陽曆乃一件不付てそ大の舊年一言乃異論も大
かりませぬダガ足下ふしう一番おきくアノ事がおがるそ
れそ即地券乃一件でござり外金懸されまで日本國
中何れ乃土地ふても田地乃年貢を大低米を以て納
むる仕来りなりし不地券乃制ふ改りてよりを券状
高乃百分乃三トカ又を百分乃二トカイて之を悉く金

納乃事タさうでござる尤年貢乃割合を大れまでよき
までおありたる所なりといへども去の金納を改りたる
事も百姓乃ためふを甚だ迷惑なる事でおざるたし
へを米納をれを田地より取上ぐる米を以てすぐ不俵
不他り上納するまでにて甚だ手輕き事なれども金納
ふても取上ぐる米を一旦商人に賣渡しその代金を得
て上納する事也是れを米納を較ぶれを兩度乃手
間を費し甚だ面倒なる次第でござる且百姓も恒々
年貢乃金を貯へ持てざる不どの者も少き也是を低米今

年取上たる米をすぐに商人は賣渡しこれを以て年貢
の金を調達する事でおぼざる世間一般は其の有様なれ
を商人とも年貢の上納時に至り必ず是本を見て
驚嘆し其儲をせしめんと謀り又よてまた百姓を六
れを避くすまにあたるん今よて昔より如水牢や
土乃牢に入れらるる苦しきをせしめといへども年貢乃金
を忘れを身代限り處ふ及ぶべしと真綿を以て喉
を結らるるが如きイヤハ嚴しき法罰を恐れ現に商人
の畏れ懸れり承知まつ毎據その米穀を賣代を

す次第でおぼざる蓋し其の害を運送不便乃土地柄よて
を殊に甚しうしておぼれよ由て見れを世に百姓不ど
薄命なる者をおぼらる外も嗚呼悲云かな百姓よ休
養の席を去きて住居し粟稗を以て食物し身よ
ま荒布乃如き衣服を纏む一年中田野ありて雨よ
ふたれ日は照らされかくしてやうやく取上ぐるよまろ
乃米穀をかろ殺極なる米商人乃ためよ安直を以て
蹴倒されその身を矢張卒乃目阿弥よて衣服を勿論
自己が作りし米さへも食ふ事乃かなしぬそ犬骨折



月化月答

二篇卷一

十五



月化月答

二篇卷下

月化月答



鷹乃餌食實不便者たか えら トキでもおざりませんかむづかしい百
 姓ひゃくせいも昔むかしより随分割わり乃なりこるころき職業しごくせれど近頃いまごろ乃なりや
 う小困窮せうこんきゆうを極きまめたるたまるる事ことがさうでさうおざりりまれ畢ひつ
 竟まじ金納きんなう乃なり所業しよごふにて本もとを尋たづぬれど地券ぢけん乃なり制せいが又またの害がい
 をする事ことカとそんと外がわ且かつ地券状ぢけんじやうを受うくるるに付つてを印いん
 税ぜいダノ或あるも取調とくじよう入用にようダノととししもも取とりりぬ入用にようをを沢山たくやまよと
 り立たらるる事ことででおおざりり何なにもその者もの乃なり所持しよぢ乃なり地面ぢめんを他た
 り譲ゆづり渡わたさるる間あひだもその者もの乃なり所有物しよいうぶつなるるを知しれたる
 理窟りくつもも誰たれも横合よみあひからたれをかれい異論いろんするる者ものを

おざり外がわままさるるは今いまももめめてて氣き乃なり附つたるる如ごとく小持せもち
 主しゆ乃なり林りんを堅固けんこななるるに地券状ぢけんじやうを渡わたさねねををらぬ杯たい
 とと噪さいき立たてるるを實じつ小馬せうま麻あくくいい理窟りくつででおおざりりお負おみ小
 地券ぢけん乃なり金高きんたかを定さだむるるに付つきその地面ぢめん不ふ相さう當たう乃なり直段ぢくだんを
 書出かきだす時ときもその地面ぢめんをとり上げあげげたれを他人たにん小入札せうにんしやくさ
 すべべ杯たいと強面きやうめん不ふ威いつつくるるを詰つり地券ぢけん乃なり金高きんたかを殖ふ
 やや一年貢いちねんきゆう乃なり上り高あがりたかを沢山たくやまよせんせんとするる工夫くわふと見みえ外がわさ
 れを地券發行ぢけんはうぎん乃なり事ことががもも大方おほなま毛唐人もうたうじん乃なり國くにの法はふにて政せい
 府ふ小せうてたれをとり用もちあるる時ときも容かたうよく欲心よくしんを遅おそくする

大しを得らるるやえやらんと考へ外只今法結一アス通
 り如何程政府不て地券も地面持之乃株を堅固よする
 ため乃法が採といたるとも基礎が欲心を遅くせんた
 め不設けたたる悪事なれを隠すよりあらをるるた行一遂
 小その禍があらをれて人民乃上不及び世間一般乃大苦
 一を引起したる次第でおざる尤なれまで地面の判或
 年貢の取立方々の事不付ても随分弊害が多く
 ありしときけむその甚き弊害を正したるを
 よき事なれしもかく新奇な法をかし規則を設け

またこれを以て錢儲乃算段をせらるるも譬を追剥し
 逢もんとする者を助けてまたこれを追剥が如くされ
 を暴を以て暴小易といひて決して公明正大なる政府
 のすへき所業はあらざるかと心得せられむされ等乃
 事柄も矢張されまで乃仕来り不働な地券乃制なと
 法廢し小なさるるがよろしくおざりませう

関次郎

イマこれ等乃法疑を一應を法尤乃やうふすわれども
 れは深き子細な事よて是下乃かく小言を仰る

詰りいすた法科簡乃至らぬ所でござる全躰大れまで
 日本よても肝腎乃政事乃道理を穿鑿する學者先生
 方よても大れ等乃理合をからムチヤクチヤみてゐら
 れたる位乃事なれをまゝて無學文育なる人々が夫の
 事不つき疑を起し眼乃玉を黑白すも無理ならぬ事
 覚え外元來地券乃制も人間乃私有を堅固ふす
 る法もて人間乃性法といふものより起りたるも乃で
 ざるッコテ近來西洋と附合乃道がひらけてよりかの國
 乃學者等が人間乃性法より起りて人間乃私有即所持

乃品物を堅固とする事を以て政事乃一大專務なり
 と論ぜられし説が傳をりきて我國よても物乃道理
 乃解りたる學者先生方ハその議論乃正しくし信服し
 段々世間ニこれ等乃道理を唱ふる者多くなりて遂に
 今日かく政府よても地券乃制を定むるに至りたる次第
 でござるさてこれまで乃闇黒世界よても人民一般に我
 所持乃地面を政府より借受けたるも乃と馬鹿く
 くも心得るたるも乃て政府もまた自分乃所有物を貸
 しく料筒ふたりてゐられたるものと見え外さる故に

ちれまを乃控^{おさ}て地面^{かめん}賣買^{うりかひ}を相^{あひ}ちらずと堅^{かた}く禁^{きん}制^{せい}
 してありたる次第^{しだい}でたゞるされど先^{せん}刺^しも口^{くち}を酸^{すい}く
 て詰^つ詰^つしリッル通^とりもと人民^{じん}が政府^{せいふ}を設^まくる所^{ところ}以^も
 を路^{みち}々々その所^{ところ}持^も乃^{なり}品物^{しんぶつ}を安^{やす}全^{ぜん}不^ふ保^ほ護^ごして費^たんた
 めてたゞる且^{かつ}その所^{ところ}持^もする品物^{しんぶつ}乃^{なり}本^{ほん}源^{げん}を穿^{せん}鑿^{さく}され
 らるるその人^{ひと}乃^{なり}勤^ま勞^{らう}骨^{こつ}折^{せつ}を以^もて生^まつたるものう
 て譬^{たと}を百姓^{ひやくしやう}乃^{なり}所^{ところ}持^もする穀^{こく}物^{ぶつ}を耕^か化^{くわ}と以^も骨^{こつ}折^{せつ}を以^も
 儲^{たくわ}けたる品物^{しんぶつ}職^{しやく}人^{にん}乃^{なり}所^{ところ}持^もする製^{せい}造^{ぞう}物^{ぶつ}を任^{にん}事^じといふ骨^{こつ}
 折^{せつ}を以^もて儲^{たくわ}けたる品物^{しんぶつ}商人^{しやうにん}代^{だい}物^{ぶつ}といふとまたた

れと同^{どう}始^しちるるのでたゞるされを今^{いま}世^{せい}間^{かん}乃^{なり}人^{ひと}が地面^{かめん}
 を所^{ところ}持^もする亦^{また}もその儲^{たくわ}蓄^{ちやく}たる金^{きん}銭^{せん}を以^もて買^か取^とるか或^{ある}
 も主^{しゆ}なき土地^{とち}を見^み出^だして自^じ分^{ぶん}手^て不^ふ開^{かい}墾^{けん}せしかたの
 ニツより不^ふ必^{ひつ}不^ふ道^{だう}をたゞりません金^{きん}銭^{せん}を以^もて買^かとり
 も更^{さら}不^ふ論^{ろん}する不^ふ及^{きつ}をば主^{しゆ}なき土地^{とち}を見^み出^だして自^じ分^{ぶん}手^て
 不^ふ開^{かい}墾^{けん}志^したる人^{ひと}がその土地^{とち}を以^もて自^じ己^こ乃^{なり}所^{ところ}有^{いう}物^{ぶつ}とす
 るもや不^ふ船^{ふね}乗^{のり}が海^{うみ}中^{ちゆう}にて主^{しゆ}なき島^{しま}を見^み出^だしちれを
 以^もてその本^{ほん}國^{こく}乃^{なり}属^{ぞく}地^ちとするが如^{ごと}くもとより當^{たう}然^{ぜん}乃^{なり}是^こ
 理^りでたゞるナント舊^{きう}乎^こ今^{いま}までたゞる道^{だう}理^り不^ふよりて

所持する地面を以て政府乃拜借物と心得るたる人
民乃愚をいふまでもない人民乃物を猫を以て我物
顔ふとり扱ふめたる政府もあれ小超えて百倍と歎
愚なるものでござりませんかサテキミは法話一尸
タル通りあれ等乃道理も昔より世間誰と氣の
付く者あらざりし近頃西洋乃學者等乃法蔭を
以てやうやくの筋違なる理合が明白ふなりしかを
政府もまた下々と違ふ賢き者も忽ちその過を改
めて遂先頃地面勝手賣買を差許されし次第で

ござるどうでござる舊年さんかく法話一尸せを地
面を矢張他の金銭財宝と同扱ふその所持してある
人小属する私有物だといふ事をよくお己かりになり
ましたらうされをあれまが法田地杯と唱へ政府より預
りたる物と思ふ公然と賣買する事乃出来ぬものとし
あたるを畢竟人民乃愚にて世の中が闇裏でありし志
るしでござるソコテかく地面を他乃家財と同扱ふ屹度
その所持人は属する私有物だといふ道理が明白になり
て見れをまたあれを保護するも政府乃役目也且既に

先頃より政府にて地券乃制を定め地面所持人へ券状
を渡りかきり次第でござる蓋し大れを語り我
面持乃株を堅固にするため乃法にて大の人乃私有乃権
を堅固小すとし事世を文明開化乃場存進むる第
一番乃道でござり外その次第柄を法話しりきを壁を
夏乃日夕立雨は逢ふ人がし他人より借受けたる衣
服を着用する時を少し位濡るともなまぢなる顔付にて
歩行すべしれども全く正直正銘小自己乃錢を以て買得
たる衣服を着用する時を氣と魂と身とをなまぢず裳を

寒り手拭を覆ふ粟乃からざる軒下は雨宿りしてそ
の心中にて衣服は汚班や出入或は質乃直ちや下らん
と大に心配する事でござる或はまた定りたる主なき田
地を五人十人にて寄合ひ耕作する時一人にて耕作す
る田地よりも必ずとり上げ高乃考るものでござる大
れ一人の之餘計の骨折とも更はそのあるしなきを
人々互にその骨折を相ひずり候しり突掛物に陥る
急小てし大の田地が一人乃物に属する時を我勉強次
第如何程にて我身は益ある也急必ずその田地乃正

ふ小覚え弁や豆下りいまた盡されぬ所を今やふ
とり約て後詰しりませうまづこれまで田地の年貢
取立方の仕法を何れ乃土地よても毎年役人が検見
といふ事を行ふその年乃作物の豊凶小役みて税額
を定めたる予でござるさるふ六の検見を受くる小付ても
役人乃馳走ををいめとして餘計なる入用が莫太ふか
かり且され等乃役人乃中よも六の勢に乗じいろく乃
奸曲を行ひ自己等の腹を脹らかさん算段をすするも
のふありて百姓を検見乃法を以て甚だ迷惑なるもの

と思へるたる事でおござる且年貢米をあれを一粒づ
み依作りも至極丁寧な吟味するの之やらず上納せし後
とても 柵目が切れし或も入が少なりし杯とい
て罰を受くる事もある也急實小百姓をあれま
のの検見米納乃法を以て至極不便利乃ものとりるた
る事でおござるさるから小土地柄よりても定免とり又事を
願むたる所もござり非定免とをその土地二三十年間
乃年貢乃平均高を金小見積りあれを以てその土地乃
税額を定めたとい如何なる凶作乃時よても 必ずそ

の定り丈乃年貢金を拂ふ事でおぼざる蓋し定免あれ
を檢見乃弊害を悉く除き去る事を得らるる也是若し
を百姓があれを以てその苦痛を免るべき至極便利な
るものとなしむるたる事でおぼざる但し舊よさんあれ
等乃利害得失を今更僕が子細らしつ傳話しつさず
とも誰か田舎乃人よ付て足下よりおきさせられなむ
忽ち適合点の事よそんと外サテ又政府にて國用
を給するは方々今年乃未小控て来年中乃入用を
見積りその勘定書をあまねく人民に布告しそ乃

身上小割合出銀さするが正真の道でおぼざるさるふ
あれまでの如く米納めてもその正真の規則を行ふ
事が出来ません譬を今年年貢をとり置る時乃米相
場と来年去の年貢を使ひ拂ふ時乃米相場とを必
ず喰違ある也是あらがめその見積りの目的を立る
るけふの事事でおぼざるさるふ金納れを今年乃一
國も矢張来年の一國なる也是あれ等乃差支さらふ
さざる事なり且米納めてを運送乃間小耗をさざる
事もあり又木柵取り乃上手下手役人乃注意不注意

等なほより大おほなる損徳そんとくを生なずる事ことありて諺ことわざり人民じんみんより差出さしだす丈ばかりの年貢ねんぐが政府せいふの庫くらへ這入こらぬ勘定かんじやうでござる金納きんなほなれを人民じんみんより一圓いちげん差出さしだせを政府せいふの庫くらへ吃度くつど一圓いちげん這入こり途とち中ちゆうひて耗たうを生なす數かず乃すなはち減少げんじゆうする憂うれを決かしてむざりませぬあれ現今げんこん政府せいふより年貢ねんぐを悉たゞく金納きんなほに改あらためられたる次第しだいでむざるナント舊ふるよさんか年貢ねんぐが金納きんなほに改あらたりて見れを檢見けんけん巡回じゆんかい乃すなはち手數てかずもななく一馳ちゆう走しゆう飲食おんじき等ら乃すなはち入用にゅうようも省ちゆう男にゆう一得えらるる譯わけなれを一舉きゆう而じゆ得え公私こうし乃すなはちためぬ莫な太たなる利益りやくのある事ことでもむざ

りませんか尤とつ理窟りくつ乃すなはち上うるに年貢ねんぐが金納きんなほの定じやうりて年貢ねんぐ上納じやうなほ乃すなはち時節ときせう不至いたり米相場まいさうぢやうが下落げらくして百姓ひやくしやう乃すなはち難義なんぎを起おこすべきやうと思おもはるればとよく實地じつぢ乃すなはち有ありぬ付つき考かんがふれば下ある乃すなはち法心ほうしん配はいなされる不などの仰山おほやまなる憂うれをなむやう不覺ふかくえれ且かつあれ等ら乃すなはち憂うれを防おごかんためぬ既すでに田畑でんげつ勝手かて作り法差ほふさ許ゆるり法觸ほふしゆもあらずけられぬ地面ぢめん持もつ時とき乃すなはち勢いきほひ不な後あにその田地でんぢへ乘のりしと茶ちやちり何なんでも一番いちばん利潤りよくん乃すなはち多おほき作物さくもつを仕付しつけけ沢山たきざん浅儲せんぞをするがよい事ことでむざる只今ただいま乃すなはち世界せかいも昔むかしより時

小事夥り大の日本米が一粒も生ずる事や一とも聊
も羨支あらざるをけふてた人々交易不用ある品物乃
沃山小ならんやうに勉強さへすれば我田地小一粒も米
穀を作事や一とも決して食ふ米不自由する氣
使たむざりませんさる不豆下乃法話一乃如く金納小
改りて迷惑する或も商人乃ため不一年中乃膏汗を
志不りとらるる杯と歎いてるる人を牡丹餅を彼岸よ
り不か不食ぬ者團子も月見より不ぬ食ぬ者と心得
ある馬麻野郎でむざるサテ舊年さん先刺から段々

法話一乃通り政府より地券乃制をまられたるも天
地乃道理は後か人民乃私有を堅固不する次第にて
また大の法よりて公私乃大利益を生ずる事なり
たとも悉くおひかりなむなりたらうッコデ大の大利益
を生ずる本も世も學問乃道理が明白になりたるよ
るといへどもまた政府乃公明正大なる法仁心より起りた
るものといえざるを得ざる事でもむざるさすれば先程
足下が息巻立て論ぜられたる一件いまだ深く物乃
道理をお志りなされぬ誤りもてあらず追々法話一乃

タル理合を考へたらむ是下を去らず世間乃地面持を必
ず低頭平身して心から底から地券乃制を以てありが
たきもの小思小事でござらう

舊年

よしく地券乃一條もまづ僕の負公事としておきま
せうがまだ議論をやめなくて引込む事を出来
ませぬツその次第もかの證券印紙乃一件でござる
たとひ元乃世界なりとも金を借るよも必ず請人を
用ひ判論文をせざればかたきをぬ苦も且かく乃如

く私に取結ぶたる約束にてもその實たる金にとれぬ
借たる金を返還せずともよしく理窟をまざり
外まにさる小先頃證券印紙乃規則といふもの、法觸
ありて印紙又を界紙を用ひさる論文書付額を後日
小行違争論を生ずとも政府小於て法とり上げは相
むらぬ裁判してやらぬ扱といふ法度を設けられた
を何乃譯柄でござり外を僕をあれを以て政府が欲
心を遅くせんためよまた人民乃約束事よ付き錢儲の
工夫を設けたるものかと心得外されを今乃政府の所

業を恰も香具師際物商人に頼りたるものにて實は
 卑劣千萬なるものでござる且政府にて行ふ所乃錢
 儲をその權威を用ゐるは、抑配或を押賣す
 の法度を設くるも他乃商人乃行ふ所の如く損失
 及ぶ事使を決してござりませんナント開さん大れを
 以て見れを政府も如何に振ふる錢儲も自由自在に
 得らるる株にて僕を誠ニ羨むものよそんト外
 されど足下乃活話一なきにたる存に付て考ふれを
 政府を固よりかくる如き錢儲をすべき苦乃もの不

あらトと心得外且政府小て其の錢儲をすたるため
 用ゐる本手金を如何なる所より出る者ると問へ即
 人民より出銀したる年貢運上でもござりませんか
 民より出銀したる年貢運上を以て夢手と一また人
 民より預る所乃權威を道具に用ゐる却て人民乃金
 を吸とる仕業に及べざるを諺にいを四る扇をかりて本
 屋を奪とる次第にて甚だ相違ぬ事心得外又證券
 印紙とたゞ借用詭文またを讓渡詭文乃如きもの
 のに貼用せよと事なりを或を全く人民乃約束を

堅固えいこふすべきための法則ほうそくぢらんとも思おもふべけれども
 荷物にもの乃送状おくりじょう質屋ちやうや乃通帳とうちょうを以もつて及および些細いささかなる酒さけの
 切手きりて亦また至いたるまでになれを貼用はりようせよとりよ存ぞんを以もつて
 見れを決かつて人民じんみん乃約束やくそくを堅固えいこにするためのをかり
 乃規則きぎうでをぶがらぬとても銭儲せんまけ乃ためふ設しやうけ
 たる法度ほふど不ま相違さひおがりませんされを先般政府せんぱんせいふにて
 證券印紙しやうけんいんし乃規則きぎうを發行はつしやうせられたるを實じつ不ま筋違すぢちがひ乃根
 本もとにてされ等ら乃事ことをお度どしやきるが正真せいしん乃筋か
 心得こころえ外ほか且また又また當節裁判たうせつさいばん存ぞんにて公事訴訟こうじしゆんそをとり捌さけ

陸仕方りくじかたを實じつ不ま雇こい者ものでぶがり并なら貸金かきん滞りとまを以もつて
 願ねがひ出いる者ものある時ときを忽たちまち借方かりかたを呼出よびだし返滴へんたつ方を
 言付いひつ借方かりかたが難波なんば筋すぢなど申立まうりたつる時ときをすく身代限みんだいげんを
 言付いひつけ本人ほんじん乃身代限みんだいげんにて不足ふそくたる時ときを請人まねびとにまが身
 代限みんだいげんを言付いひつくる事ことでぶがる元來借もとよりかりたる物を返すも
 當然たうぜん乃道理だうりにて借かりたる物を返かへされを我名望わがめいぼうを落おす
 由よし多おほ人情にんじやう不あたて誰たれも借かりたる物を必ず返滴へんたつ志こころたく思おもふ
 事ことぢれども無據むこ不手廻ふてまわりから遂ついに返滴へんたつ延引えんいん不及ふたふ或
 大政府たいせいふ乃法苦勞ほふくろうを煩わづらすよも至いたる次第しだいでぶがるされを

かく乃如き貧乏人々を政府にて少くを寛かちりて
處分がなきてをぢらぬ等かと思んト外志かふるも只今
乃やうぢる法仕方でも政府乃法仁恵とりふものも少
しもない口々にて貧乏人を誰の法儀を以てその性
命を全くいいたしませし實に泣より外に致方乃ない
次第でござり外に故に世間乃日海貨又も高利貸
杯とりふ奴等も得手に帆を揚げ慢不高き利息を以
て金銭を貸出し遂に貧乏人乃身上を吸枯ししす
次第にて實に貧乏人を右へ回きては左へ避けても浮

む瀬のちき時節でござり外されむ大の頃世間乃一口
をぢりある時天子様が高楼にまゝして東京の市
中を流覽せさせられしがやめて高き屋に登りて見
れぬ煙りたつ鳥き屋に登りて見れぬ煙りたつと二三
返繰返して吟んでたふたふた事かおびるソコで是傍に附
添へる侍従乃方々が天子様は法向に申忍ぢがら下乃
句を何と申し外に伺いかだ天子様曰く朕を下り苦む
志らぬと仰ツタ杯と悪口を顔に唱へてをり外され畢竟
政府が欲情のむかかれて下々を恵ぬ證據でござる

開作問答 二卷 下

昔一徳川家の頃を随分役人子奸曲もあつた事ぢれ
ども公事訴訟杯の事を今より及て寛大にして正真
乃仕方不適なたるものやう不覺え非既不負乏人
乃ため不強情我慢を言募る貸人を捕へ大れを仮牢
へお投みその強欲ちる根情をとか拉れたる事など
もあうて負乏人を恵む政府の法仁恵を何時もかく
あるべき筈でござるさるを只今乃如く貸方子のえ
利乃附く法捌をなされても貧乏人の行立道なく
て寝ても覺ても政府乃事を誅り罵るを尤も極乃次

第でござる故に政府よて早速小かの流券印紙の如き
浅儲乃仕事を廢され裁判乃予ちとも成丈貧乏人乃助
るべきやうなる法仕法不改めらるゝよあらざれを決
て下々乃者が政府乃恩徳を仰ぐやうよをちり外ま
いかとそんト外且いつまでとあるよ氣が附ずして
朦朧としてあるらるゝ時を追々下々の怨が重なりて
終に世の大亂を引起す基とならんかも謀り知られ
ぬもけふて夫の舊平を恒にされ等乃事を以て夫の湯
籠頭を病す大とでござる開さん足下をよく萬事乃

月乙月

道理を法究めたりしてゐらる事だがナトあれ等乃理窟を如何とあぶる一冊

開次郎

アハニニニニ 相替らず足下乃妙論驚き入り外だが古れ
も世の懶惰者が借たる物を返さざる筭段に設けた
る語一ちるを足下乃至らぬ法料簡からまふと不受
けて何と云ふけりて一ツもとるも足らぬもので大ざる
全射借たる物を返満するも天地間の當然乃道理不
てきた貸たる物をとり返すも世乃道理不於て聊も

不思議なる事ではござるまた人間乃修身乃道に付
て論ずる時他人乃物を借て返さざるも大悪の所業
よてその罪を不盗賊と同類なるものでござる元来
他人より借受けたる所乃財貨をその人の骨折を以て
得たる品物よりまた々の仁惠の志を以て貸與へ呉れたる
ものちるも我身を却てまれば憶り貫きたるもの如く
思ひあてていもゆる仇を以て思は報ゆる理窟よて大
れを人面獣心なる所業とやせざる故に借て返さ
ざるも有振より異なり盗賊に少しも相違なき所業

して人間乃脩身乃道（こち）に於て堅くこれを誠（まこと）むる次第
 でござるさるふまれまで世間（せけん）に借（か）つ物（もの）買（か）つ物（もの）と思（おも）ひ
 外（ほか）杯（はい）と（し）よ（ん） 讒語（ざんご）を吐（つ）ちら（し）るた（ら）る横（よこ）著（しやく）者（もの）もありて舊（きう）
 幕府（まくふ）乃頃（ま）ふを却（か）ておれ等（ら）乃横（よこ）著（しやく）者（もの）を以（も）て不便（ふびん）と思（おも）ひ
 したる所（ところ）より竟（つひ）に金持（かねもち）を（し）て金を貸（か）す事を危（あや）く思（おも）ひ
 せせそれがため小利（り）豆（ま）を引上（ひきあ）げ僅（わずか）一月（ひと）か二月（ふた）月（げつ）乃間（あひだ）ふ
 元金（もと）丈（だけ）乃金高（かねたか）をとり上（あ）る工夫（くふう）を（し）き志（し）むるふ至（いた）りたる
 事（こと）にて金持（かねもち）乃料簡（りょうかん）と（なり）て見（み）れを（し）た無理（むり）なりぬ
 譯（わけ）柄（がら）でござる近頃（まか）頃（ころ）に及（およ）ぶ益（えき）々（々）貧乏（びんぼう）人（ひと）の困窮（くわんきゆう）を拯（さ）むる

大木（おほき）も蓋（かき）しられ等（ら）乃事情（じじやう）より金持（かねもち）が容易（いよう）に金を手（て）
 離（はな）さずして自然（しぜん）に世間（せけん）の金銭（きんせん）融通（ゆうつう）乃道（みち）を塞（ふさ）ぎたる
 不（ふ）なる事（こと）でござる故（ゆゑ）に只今（ただいま）政府（せいふ）にて嚴（ま）しき處（ところ）を
 以（も）て貸借（かいか）乃裁判（さいばん）をなされるを畢竟（ひつじやう）人（ひと）乃行（な）を責（せ）む
 るはけりて世（よ）の人間（にんげん）を（し）て正直（しやうじき）者（もの）にせんためおれを僕（わが）
 などと誠（まこと）にありかた（い）事（こと）ふぞん（し）に外（ほか）に（し）て貸（か）したる物（もの）
 不（ふ）間違（まちが）なく屹（ま）た返（か）り来（き）る時（とき）に金持（かねもち）を（し）たれ（し）や乃如（ごと）
 く貯金（ちきん）を充（あ）て庫（くら）乃底（そこ）に隠（かく）しおくはのなくして（し）て（し）て安（やす）
 心（こゝろ）して貸出（か）すは自然（しぜん）に世間（せけん）乃錢廻（ぜにまわ）りがよくなり且（かつ）

利豆などい段々下落するにけりて貧乏人をあれよ
りまた廣大なる幸福を受くる事ではざるナント舊平
さんあれ等乃理合をふ考へたされなむ只今乃政府
乃法仕法を實に世間乃大利益をなすものといふ
事えスツカリ法得心にちりたりたらりサテ又人問乃料
簡を恒に私乃方へ傾き易くして懼る者のなき時
を必ず手前勝手乃所業に及ぶものでござるされか
裁判所にて貸借乃裁判を寛大にきたる處分を以て
より樹く時をあれかためぬ世乃人乃手前勝手乃料

簡を増長させ竟に返満すべき一面の出来る者よても
成丈込満せざる算段する事は陥り詰り世間乃大害
を引起す次第でござるをかの舊幕府乃役人ど
もが袖の下乃進物や鼻薬子眼を賤し借方乃者ふ
利のある捌をせしを譬を足手乃達者や若者も慢
不金銭を與へ却てその人を懶惰者も引入るが如く甚
だ相満ぬ仕方ではざるサテ又裁判所を公義正直の則
り人民乃權利を保護するを以て職務とする者も
他人乃ためぬその財貨を奪ふとられ迷惑及ぶ者あ

了時をたふすはれを國乃授てらるゝ其の奪ひら
 れたる權利を以て亦人々四復一與ふ事ておさるさ
 れを裁判所にて借人乃員負を一發主乃難義又及ふ
 捌を一ても一定乃第2於てその職務不背きたるるで
 おさる且政府も世間一般乃利益を謀るべき苦乃若を
 不裁判所乃役人が我愛憎乃料簡よりあつる不正乃
 取計を一おれがため世間一般へ迷惑を受けさする
 時をまた政府乃職務上於ては甚だ相陥ぬ次第てお
 ざるナト舊よさんおれ等乃理窟を法看込かされぬ

を今乃裁判所乃處分不付て怪むべき能も疑を起
 すべき道理もおさる外さんサテおれから證券印紙を
 法多行小わり一道理を法話しさん全臍裁判所
 て公事訴訟を吟味する仕方を第一に論文書付乃教
 を以て證據としてその理非曲直を裁判する予ておさる
 蓋し人乃料簡を外表から見て知れざるものなり且
 口といふ調宝なるものを以て詐偽も正真乃如くいひ
 まぎらす横著者もなきとあらされを願人や受公事
 乃者乃と所を以て證據に用る捌きをする時を存者

開印問答 二卷之一

乃達者^{たつ}者^{もの}がいつでも必ず勝^か公事^{こうじ}を占^ある事^{こと}不及^あぶ
也^{なり}無^な據^と一向^{いこう}詔^{しう}文^{ぶん}書^{しよ}付^ふ乃^{なり}款^{くわん}を以^もてその理^り非^ひ曲^{きやう}直^{ちやく}を
裁判^{さいばん}する次第^{しだい}でござるされを詔^{しう}文^{ぶん}書^{しよ}付^ふ乃^{なり}款^{くわん}を以^もてその大^{だい}
切^{せき}なる事^{こと}今^{いま}更^{さら}ひままでもござりません詔^{しう}文^{ぶん}書^{しよ}付^ふ乃^{なり}
類^るえかく乃^{なり}如^{ごと}く大切^{せきせき}なる者^{もの}われを人^{じん}民^{みん}乃^{なり}約^{やく}束^{そく}をとり
極^きめその書^{しよ}付^ふをとり替^かす時^{とき}も必ず政府^{せいふ}の役^{やく}人^{にん}乃^{なり}
立^た合^あを受けその約^{やく}束^{そく}乃^{なり}慥^{たつ}なる事^{こと}を詔^{しう}文^{ぶん}書^{しよ}付^ふ乃^{なり}款^{くわん}
とい日々^{ひび}敷^か限^{げん}りもなき人^{じん}民^{みん}乃^{なり}約^{やく}束^{そく}事^{こと}へ一^{いつ}々^つ役^{やく}人^{にん}を出^し役^{やく}
きするを政府^{せいふ}といふとも及^{およ}びがたき事^{こと}也^{なり}詔^{しう}文^{ぶん}書^{しよ}付^ふ乃^{なり}款^{くわん}印^{いん}紙^し

を發行^{しゆ}し々の代^{かた}と志^{こころ}たるものでござるされを證^{しゆ}文^{ぶん}
書^{しよ}付^ふ乃^{なり}款^{くわん}印^{いん}紙^し或^{ある}は思^し紙^しを以^もて用^{もち}るを私^しより結^{むす}
ぶたる約^{やく}束^{そく}を以^もて政府^{せいふ}乃^{なり}役^{やく}人^{にん}乃^{なり}立^た合^あを受けたるは
のと同^{どう}類^る不^ふする理^り合^あはてその約^{やく}束^{そく}乃^{なり}慥^{たつ}なる事^{こと}を表^{あらわ}
すは次第^{しだい}でござる蓋^{しか}しあれ等^らも之^{これ}な政府^{せいふ}乃^{なり}人^{じん}民^{みん}を
大切^{せきせき}と思^{おも}ふありがたき思^し召^{めい}より出^いで、世^せ間^{かん}の信^{しん}義^ぎを堅^か
固^{かた}く交^{かう}際^{さい}乃^{なり}和^わ合^あを永^{えい}續^{じよ}せしめんため乃^{なり}法^{ぽう}任^{にん}法^{ぽう}を准^{たも}
も彼^{かれ}もありがたき思^{おも}ふてよく法^{ぽう}趣^{しゆ}意^いを守^{まも}らざれをな
らぬ事^{こと}でござるざるをたれ等^ら乃^{なり}道^{だう}理^りよりなる是^{こゝ}下^{した}が

月七日

屈服せざるを僕もあれを以て恰も能樂息子が
 その父母を誹謗するが如く是下乃議論を自己乃手
 前勝手を十分不行ふ事あたたまさるより出たる執念
 ちらし乃不理窟かと考へ外且又十萬兩乃金乃取引
 も一步乃金乃約束も信義を堅固とする味に於ても
 異なる所なき事也此細々酒の切手とよとも印
 紙を貼用するも固より當然乃道理でござるざるを
 一步乃金も印紙を貼用せずともよといはく十萬
 兩乃金とよともまた印紙を貼用せずともよき答

までさすれを籠券印紙發行乃事柄を徒らするは属
 すでござらうされも其の事は付て是下乃論せられ
 たる所もまた又理窟でござるナント齋不さん先
 刻より其の開改印が法務ノス所を篤とお考へな
 され方を裁判乃一件も籠券印紙乃一件もな悉
 く法得心にやうきたらうされも是下乃限らず世間
 の人誰も彼もな其のありがたまき法趣意を奉戴し
 て人乃害もやうぬやう自己乃害をかうむらぬやう
 恒に正直なる心を以て善良なる行を勵し互に信実

を盡して其の世を憂むべき善くてさすれを自然一
身の名譽を得て遂に治計歡樂心のまじりたる身分
と相成る事ではござらう

舊平

イヤ 開次郎さんもう一番清閑マス事があり外則貨
幣や紙幣乃事ではござる昔一幕府乃頃乃通用金を
小判といふ貳歩金といふ一歩銀一朱銀といふて今乃
貨幣不較ふれを百層倍も直ち乃あつたものでござ
る尤幕府乃時代より度々吹替がありて段々形も小サ

ク かり目方も減少したる事おれとも中々只今乃貨
幣乃やうなものでござりませぬ其の故に諸色乃並
段も甚だ安直なりて世間が甚だ暮一よかつたる事
おきさるるを涉一新乃頃戦争乃騒ぎに乗じ諸國乃
大名めらが慢不貳歩金の價物をさしとられかため
不既不世間乃迷惑を引起してゐる所不加ふる不また
天朝不て紙幣を作りおれを發行したるより諸色乃
直段も恰も朝嵐不紙鷲を揚るが如く減法界もなき
高直となり世間乃人民も難波迷惑貧窮困窮乃四つを

一時不極めたる事でおぼざるサテ戦争乃騒ぎも満世
間の波風もをさまりてかの貳歩金紙幣などのため不
換をする者も損を以て困る者も困りて後やうやく
世の中乃折合か付て出来たりたる所乃通用金か即今
乃貨幣でおぼざる今乃貨幣を誠み笑談らういものにて
一箇乃金貨なりとト豆粒などの者なりや五疎漏者
を度く取落し遂におれを以て忌々しい物も心得る事
でおぼざるされをまれをかの小判或も貳歩金なりと較ぶ
る時も清月様と龍などの相違にて誠み有難味の薄

きものやうも心得られ外且昔より日本乃通用金乃形
を四角なるものも扱つてゐたるを政府乃毛唐人好ま
るより毛唐人乃國乃弗限り形も働も遂にお今乃新
貨幣乃形を固く製造せられたる事でおぼざるナント聞
さん政府かさ不どもで毛唐人乃真似を去たく思ふ殆
ど寧政府乃株を毛唐人も呉れて去まつたる方が世話
が重くしてゐるも便利ならんかとをんと外貨幣もた
とへ形が小さくやう目方が減少して玩物乃如くたりた
りともまたゆるしくおくべき所あれども紙幣も至りて

殊小仕方乃ちいものやうに心得られ非既小去長
 年乃頃乃有れをあらんやされ百兩乃紙幣が正金三十兩
 か四十兩位乃割合よておれがたぬ世間一同小大難波
 を極めたる事でもさきりませんかきる小此度政府よて
 製造する所乃紙幣乃金高を凡一億五千萬圓石どかと
 り事でもさがるナントある大数乃紙幣が世間不出る時
 ちまた先頃乃如く正金と紙幣との間小大なる喰違を
 生じ竟小先頃の難波より百倍も立勝りたる難波を世
 間へ與ふる事不及ひませう且今日よては最早容易小

貨幣乃顔を見る事のかたをぬやうなりたれむ夫の後一
 兩年のすぐる時を必ず世間がマルテ紙幣をかり小愛
 小貨幣を染小志たくても得る事乃かたをぬやうな
 成行ませう全紙幣を原質が紙を以て製造し一
 圓小一圓支乃直折を具ふる者小あらざれむおれを以
 て正金乃代とし賣買乃道を謀る時を必ず諸色乃直
 段が高直小なるべき管小て終小を草鞋が一足一歩酒が
 一升一圓木綿が一及五圓杯とくやうにせらんと勿論
 乃事小をんと外蓋しおれ等もまの舊玉の狭い料筒

から出る取越苦勞乃やうふあざりめいたまをんぢれ
 どもよく返入りて深く心配して見る時をどうして
 目矇腫と安心してゐる夫とて出来ぬやうふ心得られ
 外且又紙幣も毛唐人乃方へ通用せぬ者やえ交易場は
 て交易の盛に行もろふ随ふぢなく日本乃貨幣乃数
 を減少するよりして畢竟乃所小玉れを夫の廣き日本國に
 正金といつたら銀一文とぢんやうふ相ぢる事ではざらうさ
 れを紙幣乃事小付き政府小て只今乃間小象の附く
 事ぢくを恰も龜のため小血と吸とられたる難乃如

く終小夫の日本國の立枯小及をん事鏡不懸て見るや
 うでござる蓋しぢれ等乃事柄を天子様の思召より出た
 る者かたは後人方乃料簡より出たる者か明白小そ
 の本を知る事あたをぎれぢも何うして小國小等一
 甚だ相違ぬ譯合でござるそれとるきた日本を神國
 乃事也通通用金まで紙小せぎれを天照皇太神宮様
 小等一申譯がたぬとら理窟でもあるか何小せよ小
 の舊平乃如き愚鈍乃者小を一向小からぬ次第でござ
 した僕もされ等乃事を以てその考云付きたる又



月七月

二卷

四十一



月八月

三卷

物小拘つとらず偏小政府乃貪欲あつなる料簡りょうかんより出たる
 横署よこしやなる仕業しぎやうと考へ外蓋げがいしあれ等乃事乃起りを穿
 鑿さくすれを通用金も政府乃極印ごくいんさへあれを石で瓦で
 通用つうようする者も急いそぎめ先貨幣乃目方を減少げんじゆし形
 を小サ吹改めあれを以て十分は錢儲せんまけをせんと較計かくけいた
 る小貨幣せうかへいにてた地金のためは幾許いくばくも本手が費え
 案外あんがひの面白味おもしろみが少すくきゆ急いそぎ又も一ツ張の仕法
 を急かへ遂つひに紙幣しへいと法沙汰ほふさたを改めたる事でおおぎるな
 る不ふど紙幣しへいやれを一億五千萬圓乃金高きんたかを製造せいぞうする

小大方壹萬圓ハ貳萬圓ハ紙かみを買へむ足たる事ならん
 急いそぎその目論めいろんを通り廣大くわんだいなる錢儲せんまけ小なりて政府乃た
 め小こを誠まことに珍重ちんじゆう千萬圓なる事でおおぎるが急いそぎの欲心よくしん乃
 たため日本國を滅亡めつじやうし場合小こ五ごらするもとりすべき事
 でおおぎる何なにトカ申譯しんぎ乃仕方がおおぎり外カ實じつに政府乃か
 く乃如ごとき存業ぞんぎやう不及ふたふべり尤なほ恰あたり禽獸きんじゆう乃食物じきぶつヲ羈かされて
 その身命しんめいを失うふが如ごとく人ひと民乃上あまつ政府乃者乃
 すべき存業ぞんぎやうにあらざるか心得こころえ外ナント聞さん夫の欲よく
 張政府カ他國乃乃乃なを更さらに氣きを揉もむ心配しんぱいする所

も大ざりませんけれども我國乃物自己乃物と思ふ時
 もまだとゞもつても知らぬ顔して空嘯てゐる事を出来
 ぬわけで大ざりされを僕も去のすゝみ換置けを何時まで
 も政府もてその所業を改むる期りと思ふゆゑ一
 應足下は法話一ツタル上事宜ふれを大乃趣を以て政府
 へ異見を加へんかともぞんト噫イヤナ事イヤナ事欲張政
 府乃下は住居する人民も始終政府のためは象を操と心配
 して命乃縮むやうな覺え外

關次郎

ぢる不どされ等乃法疑ひ一應を法で大ざり去の關次
 郎もども元を矢張さやうな心得なり一だん博
 識乃法人より法話一を伺ひされよりてやうやくたの
 頃及びその道理を會得したる次第で大ざりされを
 その博識乃法人より伺ひたる所を以てまた足下は法
 取次するで大ざり全躰昔一世にまた通用金とゆふ
 の、やかつたる頃を世間乃交易をなす品物と品物との取
 換りしてその不便利を重んず今僕がそれを足下は法
 話一ツさんとするもトモ及む位乃事大ざりで大ざり

サテ又人間を神妙不測乃知恵を具ふる者口をかく乃如
き不便利の事あれを誰れ彼も之なされを除かんとす
料簡を生じ各々その工夫を回らしたる不世間一般不珍
重する品物を以て通用金小定めあれを以て交易乃媒
込をさする時大の患を除き得べしといふ妙工夫を案ト
付遂不世に通用金とりよものを用ふる事小なりたる事
さうでござるやも不ど世に通用金乃ある上我所持り
品物を以て一度通用金小取換さへしておけを何時よて
も不き品物を入用文求むるおとを得られて済まは

をんかたやき便利なる事でござるされお大の通用金
を用ふる世界を以て以前乃通用金を用ふる世界不較
ぶる時を恰も生れ替りたる不ど乃相違りして通用金
を用ふる世界不せられたる人間も通用金を用ふる世
界小せられたる人間よりも百倍も幸福を得たるものでお
ざるサテ又世間一般不珍重する品物も如何なる物よりたづ
ぬれを身金銀乃換てござる金銀の類を第一不直段乃
狂ひ少き者なり第二不容量小サテして高き直段を具
ふる者なり第三不直歩を害をさして大不如何なる形

不もり得べき者なり第四永年乃間貯へ置くも
 更にその形を變ずる事なきものなり蓋しこれ等も通
 用貨幣なすべきもの不缺くべからざる故に成なるも丁度
 金銀乃紙をあれを具へたる也為いたる眼の寄る所へ
 玉乃寄る理密にて世間乃人情が云々金銀乃紙不集り
 ちれを重宝と思ふ所から誰か法し誰約束をとり極む
 ともかり不自然なまのものを以て通用貨幣とせしたる
 次第でござるされを通用金の世間不通用する所以を敢
 て政府の決定よりて造幣寮乃極印が据えてある也

互不あらず即世間一般乃人情があれを好むあれを用ゐ
 る不もる事にてその證據を昔し世にまた定つたる政
 府も造幣寮もなき時代にては塊金又を砂金などを
 るて世の人が交易を遂げたるを以ておありなされませ
 サテ金銀を通用金とせざるべき適當なる品物とりし事
 が法得心よりなりたる上も其の通用金が物を買ふ力を生
 ずる所以と萬物乃直段乃標準となる次第柄を法話し
 べき人元來通用金と物との間不立入りて雙方より
 便利を達せしむる事を以て職分とする者にて人間で

いへむ丁度商人乃如き者でござる商人を己れ一物も
 産出せずといへども百姓や職人乃間ふ立入り去れざる
 産出たたる品物を以て彼此乃間ふ世話をし去れを以
 て大小世乃便利を助くる者でござる通用金もその通
 り通用金を喰ふ事も著る事も出来ぬものぢれども喰
 ふ物や著る物乃間ふ立入り雙方乃望を全くしてその
 便利を助くる者でござる商人乃職分たる高受を百
 姓乃耕作職人乃仕事と因ぬるを却て去れぬ立勝り位
 乃者ぢれを通用金乃職分もまたかの米穀乃飯と

り縮布乃衣服とぢり又物乃裁切乃用をぢると同様に
 て却て去れ等乃物より立勝りて人間に寵愛を受く
 る事ではござるさりながら世間も去れ等乃理合を知
 り方にて通用金を以て他乃品物に異りたる一種
 上乃至宝と心得餘り大切と思ふ存より草笥乃引出
 或は椽の下乃獲ちし儲藏て竟も通用金をしてその
 貴むべき職分を訣かりむる輩もまゝある事にてふ
 れざる米穀を飯炊が縮布を衣服不用るぢり又物
 を裁切乃用不當ざるが如く甚だ馬鹿くまゝ仕事

だだざるサテ伝話一アス通う通用金を矢張一ツ乃品物
 みて他乃米穀縮布又を刃物など小聊も相違なきも
 のちれども米穀縮布又物などをあれを求むる人と
 求むざる人とある也又廣く世間乃交易を遂ぐる予あ
 たも手通用金をあれに異りて世間にて一般にこれを好
 む也又廣く何品とも交易する事を得られて大なる傷
 をあらもす次第でぶざるノコデかく通用金を他乃品物
 小同ぬちる者なりと得心ゆく時もその直おを生ず
 る理合もあし知らるるにチて壁を足下乃傍にある

その煙草盆を以て一圓乃直ありあるものしせを即煙草
 盆を一圓乃金を買ふ力を具ふる者とりよべ一又一圓の
 金を六の煙草盆を買ふべき力を具ふる者とりよべく
 一てかく惣盆と一圓の金と丁度釣合ふるけと松
 が深山より木を代出指物屋があれをかく一ツ乃煙草
 盆を作り商人がその見せみてあれを買人又愛染ふる
 まで乃手間と渡夫が鑛山より地金を掘出大坂乃
 造幣寮にてこれを一ツ乃一圓金を作り世間乃通用又供
 するまを乃手間と寸分と差をす丁度適當する也又

下せざるされむきのニツ乃中一方乃手間も變りも生ず
 る時をまた必ずきの釣合も變りを生ずべき勘定にて
 壁を大れまで六の煙草盆一ツを指物屋が二日乃手間を
 以て造りたる小銃又便利なる道具を産物にて一日乃
 手間を以て造りたる小及も即六の釣合も變りて
 必ず貳米乃金を以て大れを買得るやうに相なる
 でおさらう又されまで一圓金一ツ丈乃地金を續夫が
 二日乃手間を以て堀出したる小銃又便利なる道具を
 産物にて一日乃手間を以て堀出すやうに及も即また

きの釣合も變りて必ず二圓乃金もあらざれを大れを
 買ひ得る事かなをぬやうに相なるでおさらう下めて
 いへむ品物乃割合より通用金が殖ゆる時を品物乃
 直段騰貴し通用金乃割合より品物が殖ゆる時を
 直段下落する勘定でおざるさりなからさきよは後迄
 一アタル通り金銀乃数を相場乃狂心甚だ少きものゆ
 へ品物と通用金との釣合も狂心を起す事あるも何
 時もまづ大方品物乃仕出しは狂心を生じたるよする事
 でおざるサテ通用金乃直段をいつも大方一定して狂心

乃甚だ少き者也。是れを以て他乃品物乃直段を計る
 時も手早くその品物乃約合を知られて誠不便利な
 る也。是遂に何品を幾圓何品を幾錢杯と恒に通用金
 を以て品物乃直段をあらす事と相なつたる次第で
 おざるさりながら通用金を以て物乃直段を計るも外
 を以て酒乃量を計り物差を以て反物乃長サを計る
 事杯とも大に異りたるものでおざる。譬を去年一斗乃
 米を一圓と計りたるも今年を一圓一歩よも或も三歩
 にも高下する事あるものなれをされをたゞ面倒なる

唱を省きて手早く物乃約合を知らんまで乃仕事と
 おありなされませ。ナント舊よさんかく傳話一円シたらを
 通用金乃物を買ふカを生ずる。理合も物乃直段乃標
 準とちる。理合も悉くおろかりとなりま。たらう。サテ去
 れ等乃理合がおろかりよなつたる上をあれあり通用金
 の付き政府乃行ふべき職務を傳話一円さん全躰通
 用金も既に傳話一円タル通り世間一般乃好みよ。うて
 通用する者も政府よてあれを世話するをいらぬ仕子
 乃やうなれどもまれを世間乃人乃心任せ。し。おく時を

各々その欲心を擅り混雜を生ずるの事にて通用金あるがためより更に利益を起す事なき也且毎據人民の名代なる政府にて其の事務を引受け其れを一般に利益とせしむべきやうに世話するに付て通用金に付き政府乃行ふべき職務も二筋乃理窟は冥係にたり外一は其れを賣買乃約束事と付き必ず定つたる通用金乃名目を以てその代價乃とり極をさせんため其れ其の事務を引受くる事でおざる蓋し世に定つたる通用金なき時を物乃代價を受取り渡す

際小於て或は其の金にて受取る事かなぬ又其の品物はあらざれば拂ふ事かなぬ杯と互に手前勝手を言争ひあれがため世間喧嘩争論乃断ゆるをまずおざり外また其の政府にて世間の人情は後を一つ乃品物を撰みて世に通用金に定めあれを以て萬事乃約束を遂げしむれはあれ等乃差支を地を拂て消失する事でおざるまたもう一つは其の政府にて世に人情は後を一つ乃品物を撰みて世に通用金に定めたる上をあれを以て大に其の傷をあらわすべきやうに世話する事でおざる

通用金をして大小その傷をあらたまき一めんとする仕方
 一番は通用金乃性合をして一抗は純精ぢら志むる
 事二番は通用金をして大小幾許乃交号は用るる
 るやうなほどよき形量は製造する事三番は通用金乃目
 方を確定し明白にその直段を書き載する事でおさる
 蓋し只今乃新貨幣をあれ等乃正當乃道理は従て
 製造したる通用金をして即横着者乃削取りを防か
 んためはその面は細密なる摸標をちりむめ計算し便
 利ならんためは圖らかみして且平らかなる形は鑄造

性合を純金九分は混和物一分を加へ目方乃割合を
 英佛並る三ヶ國乃相場を比較して定めたるものにて
 そのくもき事を新貨幣例とて書物に書載ておさ
 るナント舊金もきんあれ等乃結しを篤と法考へおされ
 ぢを足下乃法疑念を恰も山園乃人があたらしき魚を
 以てうまくぢりとりよが如く畢竟通用金乃真味をお
 ちりぢきらぬ浅果なる料簡よりせられたる迷ふたは得
 心也まきしたらうガカ保しおれを足下をかりをらむる
 ぢけみもぢまきせんまれまでおれ等乃道理を肝腎乃政

事をとり扱ひたる役人であらざらざる事なれをま
 て下々の者があれを知らざるを尤千尋なる事でおざ
 るそれ子付き足下乃法疑ひもあるにけなれをあれか
 ら通用金乃直段小狂ひを生ぜし次第と昔の通用
 金小弊害乃ありし次第を法話しりさんとそんずれど
 もあれを法話しりす時をあまり紙数が多くなりて却
 て法脚屈を引出すやうに相成る事也とされ先のち
 乃話し小仕舞おきてあれよりすぐは紙幣乃一件小とり
 かかりませう金脚通用金を同方乃重き者なるに急出

れを遠方へ運送せんとする小を存外乃入用が費え
 の入用を語り物産乃直段は加るべきも乃なる也とされ
 がため小物産乃直段を高くする憂あれども世小紙
 幣乃設けある時を夫の入用を省く事を得られて夫
 乃憂えたちとさる小消失する事でおざり又通用金小
 てを盗賊乃ため小我所持乃物を奪ひとられてもられ
 を穿議すべき手立がぶがりませんさる小紙幣も必
 ず一々番号が去るしある事也とされこれを盗賊は奪
 ふとらるとも忽ち我所持乃物たるを見出し得られ

て自然に盗賊の憂を減ずる勘定でござる紙幣を一寸数へてもかく乃如き便利を具ふる者やれどもまた是下乃仰らる通り原質が紙にて造りたるも乃也互通用金乃如く正真乃直赤を具へざるを勿論してその方法乃ありき時を殆んど是下乃苦心配なされる通り世間乃大害を引起す事と云ひ外あれを西洋人乃國にてもその例一少ながらずして我日本にても既七八年以前も大政官乃れ乃ため一時難義に陥りしのがたさる元來紙幣を人乃信付を以て通用するもの

て壁を僕より他人に賣物をせしその人より何有何日おれを返滴せんといふ書付をとりおきし僕もまた是下以て是下乃方へ振向んとせむ是下乃料簡にて恒よりその書付を出したる本人を正直なる人物と承知してあらざる時を必ず差支なくおれを受取らる事と云ひはるが則紙幣乃通用するを夫の道理外ならず故に夫れを通用さする政府にて約束通り正金と引換ふる道だ小儲は立ておれを汚話しつゝ通り正金より一層便利

よき者も多し不^レ一^レ層^ノ差支なく通^レ用^スる事^ニて^レおぎる大^ニれ^レ不^レ由^ニて見^レれ^レ五^七年^以前^ニ不^レ太^ニ政^官乃^レ礼^乃下^落せ^しも^レ畢^竟は^レ一^新乃^際不^レ世^間乃^人が^政府^を信^ずる^心薄^くその^行す^る所^乃紙^幣は^レ諸^り海^乃物^{やら}河^乃物^{やら}見^留が^附か^ぬと^し人^衆から^遂ふ^下り^坂下^り坂^下車^を轉^すが^如く^底止^まり^下落^{した}る^{次第}で^おぎ^るさ^りた^らが^ら大^の紙^幣を^もと^しよ^り政^府に^於て^慥なる^目的^を以^て多^くた^る者^もも^多し^也更^し嚴^しき^法規^を出^し正^しき^方法^を以^て大^の下^落を^防ぎ^しか^を遂^げ

よまた大^風又^紙幣^を揚^ぐる^如く^翩々^然と^騰貴^して^僅か^一月^も過^ぎる^間に^世間^にて^正金^{より}却^て紙^幣乃^方を^珍重^する^やう^に相^成つ^たる^事で^おぎ^るナ^{ント}此^等乃^許し^不付^て陪^考へ^たれ^ば紙^幣を^引換^え乃^道さ^へ慥^にれ^を屹^度差^支なく^通用^する^者と^し理^窟を^おか^りみ^なり^したら^うさ^りな^がら^紙幣^を發^行す^る至^極ニ^つぬ^る乃^でお^ぎる^{その}乃^紙幣^を元^來紙^を以^て造^りて^幾萬^圓乃^金高^ふて^も造^作し^なく^造り^得べ^きもの^{なる}也^急政^府よ^ても^一存^外に^國用^不足^乃事^な

どあれわその苦しこ耐へかね竟も引換ふる目的も打
き紙幣を發行するも至るもまある事よてかく乃如
き事情より變り去たる紙幣をそれちり世間乃大害
を引出すものぢれ終も紙屑同ぬ相成りちれを存
持せる面々もまな大損失を蒙むらん事でおざる蓋し
かる例も古来西洋乃國々よて沢山ありたる事あり
て前車乃覆へるも後車乃戒とりよが如くちれ等乃例
も却て我日本國乃幸となり日本乃政府もこれ等の例
よりりてその利害得失を悉くとり調べ遂も正しき道

み後ちて只今乃紙幣を發行せられたるもけぢれが只
今乃紙幣あり一匙乃疑惑も用みず屹座信仰すべき
者でおざる何を以て只今乃紙幣を信仰すべき者とす
るか問も元來物乃お場を力づくも腕づくもや
ぬものやえも一匙今乃紙幣が道理も外れたる者な
れをたとひ政府がいちやうも骨を折らるとも決して正
金同ぬも通用する筈をちりき得でおざるさるも世間も
て正金より却て紙幣乃方を珍重する所を以て見れ
むおれ何より疑ふべからざる證據でおざるナント舊事さ

んかく法估一ヤシたらむ紙幣乃一件を大方是下乃法
 胸は落著したる事でおざらうサテ又當今政府より紙幣
 を發行せらるる次第を即新小幕府乃仕敷らしたる
 跡を引受け引續き戦争乃入用から近頃に至り外に
 も外國交際物の物入りあり内は諸藩乃借金を引受け
 士族不産業乃本手金を與へ且錢道を築き傳信機を
 建て兵隊を組立軍艦を買入れ郵便を設くる等數限
 りもなき物入りありてそれ等乃入用を埋りんため
 2他より金を借り入るる時も又候利息乃ため借金

乃上乘をすす事は陥る也是竟紙幣を發行して一
 時々の埋草乃手立を設けたる次第でおざる蓋し去
 れ等も日本國を開化に進めんため用ゐたる入費な
 れを正真乃理窟は控てたふちふれを人民に割付出
 銀さすべき苦ぢれどもさやうする時も却て人民乃難
 義はなりまたドンナ禍を引出さんしをかりかたき事也是無
 據紙幣を發行して一先その不足乃金高を補ふべき次
 第ふられを償ふ工夫を立たるはけでおざるまた是下乃
 法論でも政府も紙幣を造り錢儲乃仕業をすも仰

らる事が只今も法話一アス通りも一政府はて金を借
 る事あらその利足を雖も拂ふ事はなり非ず或
 せられがためは通用金を鑄造せむその地金乃代金を
 誰より拂ふ事はなり非ずな人民より拂もざれを
 かなぬ事でおぎらさすれむかの一億五千萬乃紙
 幣を製造せん一萬圓乃本手を用るんより五千圓乃
 本手はて足らん去る世間一般乃利益となるべき勘定は
 てられも今更僕が改めてりよまでもおぎり非まさ
 れむされ等乃法論は矢張足下乃法心得違より出た

るものでおぎる且又足下をかく世間は紙幣が流行す
 れを即通用金乃数が殖えたる勘定は竟小物乃直
 段を高くするやうんと法心配をされ事はれども去
 れもまた餘計なる法心配でおぎる蓋一只今乃紙幣
 既に世上は殖えてる品物乃負債を充つるためは造
 りたるもの也品物乃直段を高くせざるのむならず後
 二大の物あるよりて追々品物乃直段を安くする事
 相たりませうト舊年は是まで僕が法話一アス
 所を篤く法話考せられ法通用金及び紙幣乃理合

問答

二篇卷

明^{めい}白^{はく}不^ふ法^{はふ}得^{とく}心^{しん}に相^あむる事^{こと}で必^{かな}ずらうサテ又^{また}是^{こゝ}下^{くだ}を大^{だい}
 の有^あ振^まりきりてお過^{あや}ぐる時^{とき}を交^{かう}易^ぎのためは道^{みち}は我^{われ}
 日本^{にっぽん}國^{くに}を主^ま枯^こふ至^{いた}るやらんし法^{はふ}心^{しん}配^{はい}をされる事^{こと}だが
 僕^{わが}乃^な見^み込^こみてされりまた無^む益^{えき}乃^な法^{はふ}心^{しん}配^{はい}かとぞんし外^{ほか}
 元^{もと}來^{きた}交^{かう}易^ぎ乃^な道^{みち}を恰^{あた}も水^{みづ}乃^な低^ひきよ就^つくが如^{ごと}く恒^{つね}は餘^{あま}
 れるを以^もて是^{こゝ}らざるを補^{おぎ}ふはけ柄^{がら}乃^な昔^{むかし}やれむ事^{こと}
 必^{かな}ず決^{けつ}して是^{こゝ}下^{くだ}乃^な法^{はふ}心^{しん}配^{はい}をされる如^{ごと}き禍^{わざはひ}を起^{おこ}らぬ
 道^{みち}理^りで必^{かな}ずらる且^{かつ}外^{あひだ}國^{くに}人^{ひと}が日本^{にっぽん}乃^な金^{きん}銀^{ぎん}を輸^{しゆ}出^{しゆ}しゆく
 いひてもこれをたゞ奪^{うば}ふとて持^{もち}ゆく次第^{しだい}でも必^{かな}ずらぬ

必^{かな}ず品^{しん}物^{ぶつ}を賣^う興^{こう}へその代^{だい}價^げとして持^{もち}ゆくはけりて
 日本^{にっぽん}人^{ひと}もまたその金^{きん}錢^{せん}を無^む益^{えき}は外^{あひだ}國^{くに}人^{ひと}の興^{こう}ふる事^{こと}違^{ちが}
 へば必^{かな}ずませぬ即^{すなは}品^{しん}物^{ぶつ}を買^か受^うけその代^{だい}價^げとして興^{こう}ふ
 るはけられむその買^か受^うくる品^{しん}物^{ぶつ}よりまた必^{かな}ず若^わ干^{かん}乃^な利^り
 益^{えき}を得^えべき苦^{くる}みてたゞ勉^{つと}めて無^む益^{えき}乃^な物^{もの}は買^かとらざ
 れむ外^{あひだ}國^{くに}人^{ひと}乃^なためは日本^{にっぽん}乃^な金^{きん}銀^{ぎん}乃^な数^{かず}を盡^つして輸^{しゆ}出^{しゆ}
 するともまたこれを掌^{てのう}を反^かさぬうちひとり戻^{もど}り得^えら
 るる理^り合^あうて聊^{いさ}も心^{しん}配^{はい}する次第^{しだい}を必^{かな}ずせぬは日^ひ
 本^{にっぽん}國^{くに}を殷^{いん}富^ふなせんと思^{おも}ふ人^{ひと}々^々外^{あひだ}國^{くに}人^{ひと}は立^た勝^{かち}り勉^{つと}強^{きやう}

して産物を作り出すはあり譬を同様の品物を同様の
 の骨折を用ゐて外國人も一つより多く作事あたは
 かるは日本人はそれを二ツも三ツも作るやうなれば則
 外國人より二倍も三倍も多く錢を得るはけりや
 日本人も身代りよくせらる事杖を以て地を打つが如
 く決して間違をせぬ事ではござるナント舊平さん去れ
 等乃語してとらうでござる足下乃思召さるる所ととも
 異りたる理窟でもござらんかサテ先刻から乃長談義足
 下を定て法躰屈せられたる事ならんさりやがら只今

僕の法話一ツナル所は付て篤と法勤考せられなむ
 大の一條は付ての法疑念も大方ある事ではござらう全
 躰昔一堅氣といはるる人も徳實は随分よく存もあれ
 ども大方を井の中乃蛙の如く恒は自分乃思ふ所より
 外ふりき者なせりと心得も一我意外に出る事と逢ふ
 時も熱心とせりてそれを悪極ま言放すものよりして舊平
 さん足下なむも矢張大の仲間の人物でござるされは足
 下乃大の一條は付てかれられ嘆ぎたてられたるも畢竟
 蛙乃鼻元思樂雀乃三里不どもなき淺果なる法料筒ふ

していまだ大の事柄は海より深き理合乃あるを法穿
鑿せられざるにけられむされを盲蛇物に怖ず大膽不
敵の仕業しきりしませ

舊平

改々乃法理解胆も路に誠は感服いたし牛々實も足下
の法蔭を以てされまを積累りたる所乃疑念を去とく
消失せ僕乃胸中も恰も夜乃咽たるやうに覺え今ま
でかゝる道理乃ある事とて落あらず昔に堅氣の偏屈
より牛も牛連馬も馬連同に種族乃偏屈連に挑撥か

されつむうかくと例乃もねたる性資をあらんと遂不
られがため不足下もトに法心配をなされたるにけよて
今更やんとも恐入面目むの次第でぶが了るが僕に開き
ん僕のかく足下も法心配をかくるも畢竟日本國を大切
ふ思ふ料簡より出たる事やれむどうぞ決してせりく
思召して下さり外に且その後といふとも僕の胸に落入
らぬ事ある時をまた足下も付て法聞やさんと思はる
ぞその節もあれまがの如く相替す法教導なされて
下されませ

閑次郎

イヤ舊ふるまさん足下あたまかさやう不あま作なるを僕わがも活話くわくわ一いつり
 たる甲斐かひありて誠まことにようおをうそんト外ぐわい全ぜん人ひとたる
 者もの恒つね小物事ものごと乃道理ことわり心こころを留とどめ我意外わがいがい不出いる事こと乃起おこ
 る大おほとあれを何故なげ不なかゝる事こと乃出来い来き一いつやとよくその本もと
 を穿鑿せんさくすべき答こたでござる蓋け一いつその本もと乃由縁ゆゑん一いつ辨わま
 れを如何いかなる新しん奇き乃事こととよとも怪あやむ不足たるもの
 おかりませんこれ先刻せんごくより足下あたま乃論ろんぜられたる箇條かじょう
 毎まい堂どう文ぶん音おんなる料簡りょうかん乃遷うつふれを閉しき遷うつふれ

を見遷うつふれを考かんへなを實じつ小驚愕おどろ仰おほ天てんまき事ことやれ
 とも平生へいぜいより人ひと乃讀よむべき書物しよぶつを讀よみ物事ものごと乃道理ことわり
 不行おこな渡りてゐる時ときその本もと乃理合りあが明あかなるも足あ少すく
 一いつも不思議ふしぎとて思おもふ事ことでござる大おほ乃故ゆゑ又また向後むこうを
 足下あたまもよく物事ものごと乃道理ことわり心こころを留とどめ我意外わがいがい不出いる事ことあ
 りとも必ずかならずその起おこる本もとを穿鑿せんさくしつ決けつしつ樓ろう掃そうを以もつ
 て幽靈ゆうれいとするが如ごとき人ひと乃矣や草くさふべき所ところ業わざ不及たび
 ぢぢるゝナ

開化問答
二篇卷下

開化問答二篇卷下終

明治八年五月新刻

東京

書林

大坂丸屋善藏

和泉	富城	丸	和泉	和泉	須原	和泉	須原	山城	須原
屋勘右衛門	屋藤兵衛	屋善七	屋金右衛門	屋市兵衛	屋伊八	屋吉兵衛	屋新兵衛	屋佐兵衛	屋茂兵衛



